

法定外公共物工事施行許可申請用

添付書類

No.	添付書類		ポイント
①	委任状		申請に関わる件について代理人へ委任する時。
②	位置図	朱色などで使用位置を表示	住宅地図など。
③	公図写し	朱色などで使用位置を表示	①法務局備え付けのものに限る。②転写年月日, 転写者, 方位などを必ず記入する。③修正(貼合わせ・文字などを記入)をしたもの不可
④	平面図	朱色などで使用位置を表示	工事物件の構造を詳しく記入する。
⑤	断面図	朱色などで使用位置を表示	工事物件の構造を詳しく記入する。
⑥	復旧図		復旧の平面図及び断面図。
⑦	求積図	朱色などで使用位置を表示	通路の場合には, 最大の出入り口の幅 を必ず記入。
⑧	同意書	土地改良区域内の場合	①土地改良区(水利権者)の同意書, 意見書, 許可書などの写しが必要です。②申請書は不可。
⑨	現況写真	東西南北の方向から撮影	①工事ヶ所を朱色で表示する。②カラー(白黒不可)
⑩	写真撮影方向図		写真を撮影した方向を記入する。
⑪	全部事項証明書		①道路、水路、ため池等に地番がある場合。②原本に限る。【地番が無い場合は不要】

法定外公共物使用許可申請用

添付書類

No.	添付書類	ポイント
①	委任状	申請に関わる件について代理人へ委任する時。
②	位置図	朱色などで使用位置を表示 住宅地図など。
③	公図写し	朱色などで使用位置を表示 ①法務局備え付けのものに限る。②転写年月日，転写者，方位などを必ず記入する。 ③修正をしたもの不可
④	平面図	朱色などで使用位置を表示 使用物件の構造を詳しく記入する。
⑤	断面図	朱色などで使用位置を表示 使用物件の構造を詳しく記入する。
⑥	構造図	朱色などで使用位置を表示 埋設管などの場合には，①管種②内径③外口径④延長を必ず記入。
⑦	復旧図	復旧の平面図及び断面図。
⑦	求積図	朱色などで使用位置を表示 通路の場合には，最大の出入口幅を必ず記入。(通路は，原則1敷地・1ヶ所・6m以下に限る)
⑧	放流水の水質確保に関する誓約書	合併浄化槽処理水を水路に放流する場合
⑦	同意書	水路，ため池等の場合 ①土地改良区(水利権者・機能管理者)の同意書，意見書，許可書などの写しが必要です。 ②申請書は不可(受付印が押印してあっても不可。)
⑧	現況写真	東西南北の方向から撮影 ①使用位置を朱色で表示する。②カラー(白黒不可)
⑨	写真撮影方向図	写真を撮影した方向を記入する。
⑩	全部事項証明書	道路，水路，ため池等 ①道路、水路、ため池等の地番がある場合。②原本に限る。【地番がない場合は不要】
⑪	合併浄化槽認定シート	20人槽以下。
⑫	下水道関係書類	下水道認可区域外 下水道認可区域外の証明書「下水道整備課にて証明書を発行してもらう」
		下水道認可区域内 下水道認可区域内の側溝放流への誓約書(別紙)
⑬	その他	つくば市外在住者 住民票(原本)
		法人 現在事項全部証明書(原本)

(出入口)

- ・ 1敷地, 1ヶ所, 6m以下に限る。(2ヶ所以上又は6mを超える場合には, 協議が必要です)
- ・ 20tの荷重に耐えられる構造にする事。(例: 長尺U字溝KUR, ホックスカルバートなど)
- ・ 水路を出入口として使用する場合には, 高さ1.1m以上の転落防止柵を設置する事。
- ・ 手続きの流れについては右記の【水路を出入口として使用したい場合】を参考にして下さい。

(合併浄化槽処理水の放流)

- ・ 道路を横断しての接続は認めない。
- 個人住宅に限り特例として認める。(営業等は不可)
(店舗兼住宅については, 業務用の排水がないときは, 個人住宅とみなし認める。)
- 20人槽以下に限る。
- ・ 下水道の認可区域内の場合の許可期間については, 公共下水道が整備される期間までとする。

(雨水の放流)

- 雨水の放流は認めない。

【但し, 土地改良区域内で当該土地改良区が承認した場合は, この限りではない】

(その他)

- ・ 境界が不明なものについては, 必ず境界の確定をする事。
(測量費用については, 申請者で負担する事)
- ・ 交通規制を実施する場合
道路工事实施協議書(2部)
道路の通行禁止制限実施に関する通知書(1部) } も併せて提出して下さい。

【管轄警察署】

- ・ つくば中央警察署 桜・谷田部・荳崎・豊里地区
- ・ つくば北警察署 大穂・筑波地区
- ・ 申請書は, 工事着手する30日前までに必ず提出して下さい。
- ・ 提出部数は, 【申請書 = 1部】に【添付書類 = 2部】です。

水路を出入口として使用したい場合

